

公益財団法人鳥取県国際交流財団職員採用試験 受験案内

令和4年4月
公益財団法人鳥取県国際交流財団

1 受付期間

受付期間	令和4年4月18日(月)～5月23日(月)
------	-----------------------

2 採用職種、採用予定年月日、採用人数及び職務内容

職種	採用予定年月日	採用人数	主な職務内容
国際交流推進員	令和4年7月1日(金)	1名	当財団が実施する下記の業務に、適宜従事していただきます。 ・相談窓口をはじめとする外国人住民の生活支援、県民の国際理解の推進など多文化共生の地域づくりに関する業務。 ・庶務・会計事務などの財団管理運営業務。 【勤務場所】財団本所(鳥取市) なお、将来、業務上必要がある場合には職員に対して就業する場所及び従事する業務を変更する可能性があります。

3 受験資格

- (1) 令和4年7月1日現在で、満60歳未満の方
- (2) パソコンによる文書作成、表計算、インターネット等の運用能力を有する方
- (3) 普通自動車運転免許(AT限定可)を取得し、自動車の運転ができる方(採用時までの取得見込も可とする)
- (4) 日本国籍を有しない方については、活動に制限のない在留の資格を取得している方又は令和4年6月30日までにこの資格を取得する見込の方に限り受験できます。
- (5) 上記に関わらず、次の項目に該当する方は受験できません。
 - ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの方又はその刑の執行猶予の期間中の方その他その執行を受けることがなくなるまでの方
 - ②懲戒解雇又はこれに相当する処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した方

4 求める人物像

- 国際交流や多文化共生の地域づくりへの関心と意欲のある方
- ボランティア・行政・企業などさまざまな立場や世代の人とコミュニケーションできる力のある方
- 課題解決に向けたネットワーク構築や関係機関との協働をコーディネートする力のある方
- 事業の企画・運営に積極的に関わることのできる方
- 業務遂行に有益な語学力を有する方（実用英語技能検定2級以上、又は同程度以上の英語力。日本国籍でない方は日本語能力試験（JLPT）N1程度の日本語力。）
- 英語以外の外国語、日本語教育、相談援助、一般企業等での会計実務・基礎的会計知識、簿記・会計資格など、財団の職務を遂行する上で有益と思われる資格・能力や経験のある方

上記のアピールポイントのある方は、試験申込書等にできるだけ詳しく記載してください。

5 試験の日時、場所及び内容等

	日時及び場所	試験内容	結果通知
第一次選考		書類選考 提出書類（①試験申込書、②志望動機書）に基づき書類選考を行います。②については指定の用紙に手書きで、又はWordのページレイアウトで原稿用紙設定A4・20×20にしたワープロ作成も可とします。（100点満点）	令和4年5月27日（金）（予定）発出で第一次選考の結果と、併せて合格者には第二次選考についての詳細を郵便で通知します。
第二次選考 （第一次選考合格者）	令和4年6月5日（日） 11:00～14:15 県民ふれあい会館（鳥取市扇町21）	筆記試験 ①11:00～12:00 小論文（800字以内・テーマは当日発表します。100点満点） ②13:00～14:15 教養試験（四肢択一式 社会への関心と理解:24題、言語的な能力:18題、論理的な思考力:18題）なお一定の水準に達しない受験者は第三次選考に進めません。100点満点：なお、素点に対し標準偏差を用いて得点を換算するため100点を前後する場合があります。）	令和4年6月10日（金）（予定）発出で第二次選考の結果と、併せて合格者には第三次選考についての詳細を郵便で通知します。
第三次選考 （第二次選考合格者）	令和4年6月18日（土） 県民ふれあい会館（鳥取市扇町21）	面接試験 主に、人物・適性について個別面接を行います。（200点満点）第二次及び第三次選考の結果に基づき合否を決定します。	令和4年6月22日（水）（予定）発出で合否を郵便で通知します

6 勤務条件等

- 給与：当財団給与規程に基づき支給します。（令和4年4月1日現在、高卒初任給 152,000円、大卒初任給 179,700円。定期昇給あり。なお、給与の決定に経歴等は加算しません。）ほかに、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当の諸手当をそれぞれの支給要件に応じて支給します。
- 勤務時間：原則、1日 7時間45分（原則、8時45分～17時30分）
- 週休日等：4週を通じて8日（原則、土曜日、日曜日、祝日法による休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）。なお、勤務地により土曜・日曜の交替勤務があります。（振替休日あり）
- 有給休暇：年次有給休暇20日、その他当財団就業規程に基づく特別休暇等。

- 福利厚生：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、鳥取県公社・事業団等職員互助会（任意）

7 受験手続

(1) 受験案内・試験申込書等提出書類の入手

- ① 公益財団法人鳥取県国際交流財団本所（鳥取市扇町 21 県民ふれあい会館 3 階）、倉吉事務所（倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所別館）、米子事務所（米子市末広町 294 米子コンベンションセンター 4 階）で配布しています。
- ② 当財団ホームページ（<http://www.torisakyu.or.jp/ja/>）からダウンロードできます。
- ③ 封筒の表面に「申込書類請求」と朱書きし、郵便番号・住所・氏名を明記し 120 円切手を貼付した返信用封筒（角形 2 号：A4 用）を同封して下記（4）の申込先まで請求してください。不備がある場合は送付できませんのでご注意ください。

(2) 申込方法

次の提出書類を下記（3）の申込先まで、簡易書留による郵送又は直接持参してください。（封筒の表面には「職員採用試験申込書類在中」と朱書きしてください）提出書類は一切返却いたしません。

【提出書類】

- ① 試験申込書（所定様式） 1 部
- ② 志望動機書（指定用紙を使用・800 字以内）
- ③ 返信用封筒（第一次選考合格通知用） 長形 3 号

封筒には受験者本人の郵便番号・住所及び氏名を明記の上、84 円切手を貼付してください。不備がある場合は通知できませんのでご注意ください。

※持参の場合は、期間中の土曜・日曜及び祝日を除く 9 時～17 時 30 分まで受け付けます。郵送の場合は、5 月 23 日（月）までに到着のものに限ります。

(3) 申込先・問い合わせ先

〒680-0846 鳥取市扇町 21 番地 鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）3 階
公益財団法人鳥取県国際交流財団本所
TEL 0857-51-1165 FAX 0857-51-1175 E-mail tic@torisakyu.or.jp
Website <http://www.torisakyu.or.jp/ja/>

8 合格者の決定方法

(1) 第一次選考（書類選考）

応募者から提出のあった試験申込書、志望動機書の記載内容を審査・点数化し、得点の高い順に合格者を決定します。なお、書類選考の得点が一定の基準を満たさない場合は第二次選考の受験はできません。結果については 5 月 27 日（金）発出予定で本人に通知します。

(2) 第二次選考（筆記試験）

第一次選考通過者を対象に筆記試験（小論文・一般教養試験）を行い、第一次選考の得点にかかわらず、筆記試験の得点の高い順に合格者を決定します。なお、筆記試験の得点が一定の基準を満たさない場合は第三次選考の受験はできません。結果については 6 月 10 日（金）発出予定で本人に通知します。

(3) 第三次選考（面接試験）

第二次選考及び第三次選考の合計得点の高い順に最終合格者を決定します。結果については 6 月 22 日（水）発出予定で本人に通知します。

なお、補欠合格者は、合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合や補欠合格者の登録有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

補欠合格者登録有効期限 令和 4 年 12 月 28 日（水）

9 合格の取り消し

試験申込書記載事項に虚偽があることが判明した場合、あるいは受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

10 個人情報の取り扱い

この採用試験に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的に使用することはありません。

11 試験結果の開示

この採用試験の結果については、(公財)鳥取県国際交流財団情報公開規程第 5 条第 1 項の規定により、文書による開示の申し出をすることができます。なお、電話、はがき等による開示の申し出はできませんので、受験者本人が直接開示場所においでください。その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人であることを確認できるものを持参してください。

- 開示請求できる者 受験者
- 開示内容 総合得点及び順位
- 開示期間 発表の日から 1 ヶ月
- 開示場所 (公財)鳥取県国際交流財団本所（鳥取市扇町 21 県民ふれあい会館 3 階）

12 その他

在職中の方で採用予定日からの就業が難しい場合は、事前にその旨を申し出てください。